

## 議事要旨(5) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、専門委員会における審議の状況を受けて審議いただきたい旨の説明があり、また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(5)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
  - ・ 持分法を適用する非連結子会社に対して連結と同じ会計処理をすることが実務上どのような負担となるのか教えていただきたい。
  - ・ 資本取引か損益取引かというような論点において、会計基準で重要性に基づいて処理を規定しているようなものが他にあるのかどうかを教えていただきたい。
- 上記の委員の質問に対して、事務局からは、以下の回答があった。
  - ・ 関係者へのヒアリングにおいて、持分法適用会社に資本取引を要求するとなると連結システムの変更等の対応が必要になる可能性があると聞いており、そのような点を考慮した。
  - ・ 本論点における重要性とは、子会社を連結子会社にせずに持分法適用会社とするかどうかについての重要性であり、資本取引にするかどうかという会計処理自体に関する重要性を意図したものではない。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 持分法で、子会社と関連会社によって処理が異なるとなると、場合分けする必要がある、その場合は子会社及び関連会社の数が多い企業においては煩雑な処理になると考えられる。
  - ・ そもそも重要性がないということでどちらでも適用可能とする整理で良いと考える。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。
  - ・ 重要性が無いためどちらでも適用可能とすると、それは企業の方針とすべきなのか、取引ごとに判断するのかという別の問題を生じさせる可能性があり、考え方を整理して決めた方が良い。
  - ・ 資本取引とするのが原則であるから資本取引とすると考えると、そもそも持分法を適用することが適切なのかということになるため、持分法適用会社だからということで割り切って、関連会社と同じ処理をすることとするという整理が良いのではないかと。
  - ・ 遡及適用については、もともと企業結合の会計処理の遡及適用は実務上困難と考えられる中で、過年度遡及基準が適用されている下では遡及を禁止する必要は無いのではないかとということで、遡及適用を認めたものと理解している。その中で、適用初年度

の期首残高に過年度の累積的影響額を調整することを認めるニーズがどのくらいあるのか確認したい。

- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。
  - ・ 持分法を適用する非連結子会社の取扱いについては、専門委員会における議論においても意見が分かれていた。重要性がないことから実務上の便宜を踏まえて持分法を適用している、という考え方の一方で、日本公認会計士協会の現行の持分法の実務指針において、非連結子会社と関連会社の取扱いが異なり得ることが示されており、それらを勘案して、個々の企業が判断することでどうかと考えた。
  - ・ 寄せられたコメント及び関係者へのヒアリングにおいて、遡及する場合にもできるだけ実務上の対応をシンプルにしてほしいというニーズがあることが判明した。経過的な取扱いは円滑な適用という点も踏まえて設けられるものであるもので、期首剰余金での調整を認める案も寄せられたコメントを踏まえて検討しているものである。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 非連結子会社に対する持分法の適用は初めに重要性で判断しているので、それ以降は、一貫して持分法の処理をするのが良い、つまり案2（関連会社と同様の取扱い）とするのが良いと考える。非連結子会社に持分変動が行われるケースは少なく、また行われても金額も少ないのではないかと考えられ、会計処理を複雑にする必要はないのではないか。
  - ・ 経過措置については、実務的に対応が困難な場合が多いことから、将来に向かっての適用で統一する方が良いが、遡及適用を禁止する必要まではないことであるので、事務局案で良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 非連結子会社に持分法を適用することの根拠が重要性であるのであれば、会計処理についても重要性がないため、どちらの処理も認めるということで問題ないと考える。
- 

最後に、西川委員長から、今後の専門委員会において引き続き検討する旨のコメントがなされた。

以上